

社会福祉施策の充実強化に関する提言

社会福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うとともに、就労支援等自立に向けた施策を推進すること。

また、制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。なお、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

また、医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務経費に対し、十分な財政措置を講じること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者については、日常生活上の用に供するものについても、自動車の保有が可能となるよう要件を緩和すること。

(6) 精神障害者に係る生活保護費の障害者加算の認定に当たっては、身体障害者手帳と同様に精神障害者保健福祉手帳についても、認定資料として使用できるよう改善すること。

(7) 冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯を支給対象とする等、支援の拡充を図ること。

また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

- (8) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。
- (9) 生活保護制度の居住地特例について、その対象となる施設を拡充すること。
- (10) 行政機関と金融機関の預貯金等の照会のオンライン化に当たっては、円滑な調査を行えるようその費用を含め、必要な支援策を講じること。

2. 生活困窮者の支援について、生活困窮者自立支援法等に係る事業の円滑な実施のため、必要な情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

3. 民生委員・児童委員について、国民の理解が深まるよう広報活動を行うとともに、委員報酬の有償化、活動費の変更等の処遇改善、年齢要件の見直しなど、担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること。

4. 困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、女性相談支援員等の確保に当たっては、十分な財政措置を講じること。

5. 多機関協働事業等を円滑に推進するため、補助基本額の充実を図ること。

6. 中高年齢者のひきこもりについて、自立支援の充実と、必要な財政措置を講じること。

7. 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を行う薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。

8. 「生理の貧困」について、自治体間において支援の地域差が生じないよう、国として必要な支援策を継続的に講じること。
9. 墓地、埋葬等に関する法律に基づき執行する身寄りのない独居死亡人の葬祭について、事務費用の財政支援を講じること。
また、遺骨の取扱いについて、統一的な制度を整備すること。
10. 高齢化に伴う需要の増加等に対応するため、火葬場の整備等に対し、財政措置を講じること。
11. 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、すべての戦没者慰霊碑及びその周辺設備の改修等補助の対象とするとともに、補助基準額等の充実を図ること。
12. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう十分な財政措置を講じること。
また、共同作業場の老朽化に伴う大規模改修について、「地方改善施設整備費（共同作業場等施設整備費）補助金」の交付対象とすること。
13. 物価高騰対策関係について
物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。